

水道料金及び下水道使用料を減免いたします。

【手続き不要】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町民、業者等の支援を目的に水道を使用されている全契約者の水道料金及び下水道使用料の減免を行います。

【対象期間】 3 カ月分水道料金及び下水道使用料

令和 3 年 5 月 1 日～7 日検針分（5 月調定分）～7 月 1 日～7 日（7 月調定分）まで

【減免内容】

上下水道の基本料金及び上水道メーター使用料をそれぞれ全額減免いたします。

※上下水道の使用水量が基本料金範囲内の場合は料金が発生しないため請求はしません。

※超過料金（従量料金）「使用水量が基本料金でのご使用いただける範囲（10 m³）を超えた場合に、水量に応じて発生する料金」は通常通り請求いたします。

・上下水道料金（1 カ月分）

用途	上水道 基本料金	超過料金（従量料金） 0～10 m ³ ⇒0 円		下水道 基本料金	超過料金（従量料金） 0～10 m ³ ⇒0 円	
		一般用	1,250 円		11～20 m ³	160 円
⇒	21～30 m ³		165 円	⇒	31 m ³ 以上	100 円
0 円	31 m ³ 以上		175 円	0 円		
営業用	1,650 円	11～20 m ³	190 円	1,120 円	11～20 m ³	110 円
	⇒	21～30 m ³	200 円	⇒	21～30 m ³	120 円
	0 円	31 m ³ 以上	210 円	0 円	31 m ³ 以上	130 円

・メーター使用料（1 カ月分）

メーター使用料		⇒ 0 円
13 mm	85 円	
20 mm	160 円	
25 mm	300 円	
30 mm	430 円	
40 mm	610 円	
50 mm	800 円	
75 mm	2,930 円	

【申請手続】

※今回の減免にかかる申請手続は不要です。

検針表には基本料金、メーター使用料減額後の料金が記載されます。

【裏面もご確認下さい】

例) 一般用、水道メーターの口径が 13 mmの水栓で、使用料金が 20 m³の場合

区分	水道通常料金	減免後	差額
基本料金 (10 m ³ 分)	1,250 円	0 円	△1,250 円
水道メーター使用料	85 円	0 円	△85 円
超過料金 (従量水量) 20 m ³ -10 m ³ =10 m ³	1,600 円 160×10	1,600 円 (160 円×10 m ³)	0 円
消費税	293 円	160 円	△133 円
合計	3,228 円	1,760 円	△1,468 円

例) 営業用、水道メーターの口径が 20 mmの水栓で、使用水量が 30 m³の場合
下水道使用料を含む。(竹富島・波照間島の下水道使用者のみ)

区分	水道 通常料金	減免後	差額	下水道 通常料金	減免後	差額
基本料金 (10 m ³ 分)	1,250 円	0 円	△1,250 円	1,120 円	0 円	△1,120 円
水道メーター使用料	160 円	0 円	△160 円	-	-	-
通常料金(従量水量) 30 m ³ -10 m ³ =20 m ³	3,900 円 (190×10) (200×10)	3,900 円 (190×10) (200×10)	0 円	2,300 円 (110×10) (120×10)	2,300 円	0 円
消費税	531 円	390 円	△141 円	342 円	230 円	△112 円
合計	5,841 円	4,290 円	△1,551 円	3,762 円	2,530 円	△1,232 円

※ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉竹富町役場 上下水道課
TEL : 0980-83-3732 (直通)